

平成 23 年 6 月 16 日

決済代行業者登録制度について
～決済代行業者登録制度が7月1日から始まります！～

決済代行業者を通じた取引における消費者トラブルの未然防止と、トラブルが発生した際に消費者が交渉する先の一つとして決済代行業者の連絡先を確保するため、消費者庁では決済代行業者の任意の「登録制度」の実証調査を開始します。

消費者庁では、昨年8月より「インターネット消費者取引研究会」において、インターネットを活用した消費者取引について総合的な検討を実施してまいりました。

そのうち、詐欺的な出会い系サイト等に関する消費者トラブルについては、多くの事例で決済代行業者を通じたクレジットカード決済手段が使われています。この現状を踏まえ、消費者トラブルの未然防止と、トラブルが発生した際に消費者の交渉先の一つとして決済代行業者の連絡先を確保するため、決済代行業者の任意の「登録制度」の運用について、実証調査を行うこととしました。

この「登録制度」は、①決済代行業者の名称・連絡先、②決済代行業者が介在する取引であること、等が分かりやすく示されることを目的としています。

実証調査は2年間を目処に行い、その調査を踏まえて消費者庁において評価・検証を行います。

実証調査は消費者庁の委託業務として、今年度は、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（以下「MCF」）が行います。

登録の受付を2011年7月1日から開始し、登録された決済代行業者の情報は順次、決済代行業者登録制度専用ウェブサイトにて公開します。

については、MCFより当該制度の説明会を下記の要領で行います。

～記～

日時：6月21日（火）13：30～（決済代行業者向け）
15：30～（決済代行業者以外の方向け）
場所：代々木SYDホール <http://www.syd.or.jp/hallgaiyo.htm>

登録制度の概要は別紙1を、説明会の開催要領については、別紙2のMCFの公表資料又は決済代行業者登録制度専用ウェブサイトをご参照ください。

決済代行業者登録制度専用ウェブサイト：<http://www.kessaidaikou.jp>

※消費者庁のトップページのバナーからもアクセスすることができます

(本件に関する問い合わせ先)

本プレスリリースに関する問い合わせ

消費者庁政策調整課

佐竹、岡本、川上

TEL : 03(3507)9188

登録制度の概要・説明会・申請方法等に関する問い合わせ

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

高野、成田

TEL: 03(5468)5091